

積丹町地域防災計画

原子力防災計画編

資料編

令和2年3月

積丹町防災会議

※北海道域防災計画（原子力防災計画編）の資料は（道資料〇-〇-〇）、積丹町の資料は【資料〇-〇-〇】と示しています。

も く じ

1. 泊発電所施設の状況及び周辺地域図（道資料1-4-1）	1
2. 泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書【資料1-4-1】	5
3. 積丹町防災会議条例【資料2-2-1】	10
4. 広域的な応援協力体制（道資料2-2-2）	12
5. 広域応援協定（道資料2-2-3）	14
6. 北海道原子力防災センター概要（道資料2-2-5）	17
7. 緊急時モニタリング要員及び緊急時モニタリング車両（道資料2-5-1）	18
8. 環境放射線テレメータシステム図（道資料2-5-2）	19
9. 安定ヨウ素剤の配備状況（道資料2-6-2）	19
10. 人口に関する資料（道資料2-8-1～道資料2-8-3）	20
11. 道路及び陸上輸送に関する資料（道資料2-8-4～道資料2-8-8）	22
12. 車両保有状況（道資料2-8-6）	33
13. 防災関係機関の輸送車両（道資料2-8-7）	34
14. 除雪車両等保有状況（道資料2-8-8）	35
15. 港湾及び海上輸送に関する資料（道資料2-8-9～道資料2-8-12）	36
16. ヘリポート及び航空輸送に関する資料（道資料2-8-13～道資料2-8-15）	41
17. 報道機関及び広報施設等に関する資料（道資料2-8-16～道資料2-8-17）	44
18. 避難者収容施設に関する資料（道資料2-8-18～道資料2-8-19）	45
19. 医療施設等に関する資料（道資料2-8-21～道資料2-8-23）	47
20. 飲料水及び農林水産物に関する資料（道資料2-8-24～道資料2-8-30、道資料2-8-32）	49
21. 気象・海象に関する資料（道資料2-8-33～道資料2-8-34）	52
22. 泊発電所異常事態通報様式（道資料3-1-1）	54
23. 原子力災害対策指針に定める警戒事態を判断する通報基準（道資料3-1-2）	63
24. 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧（道資料3-1-3）	65
25. 原災法第10条第1項に基づく通報基準（道資料3-1-4）	67
26. 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準（道資料3-1-5）	70
27. 積丹町災害対策本部条例【資料3-2-1】	73
28. 緊急時モニタリング地点図（道資料3-4-1）	74
29. 緊急時モニタリング情報報告様式（道資料3-4-2）	76
30. 緊急時における防護措置の概要（道資料3-5-1）	77
31. 避難先（道資料3-5-3）	78
32. 避難経路（道資料3-5-4）	79
33. 避難退域時検査場所候補地一覧【案】（道資料3-5-5）	80
34. 放射線防護施設一覧（道資料3-5-6）	81
35. 浮遊放射性物質の除去効率及びガンマ線による被ばくの低減係数（道資料3-5-7）	81
36. 関係町村職員、消防職（団）員数等（道資料3-5-8）	83
37. 緊急輸送車両状況（道資料3-7-2）	84

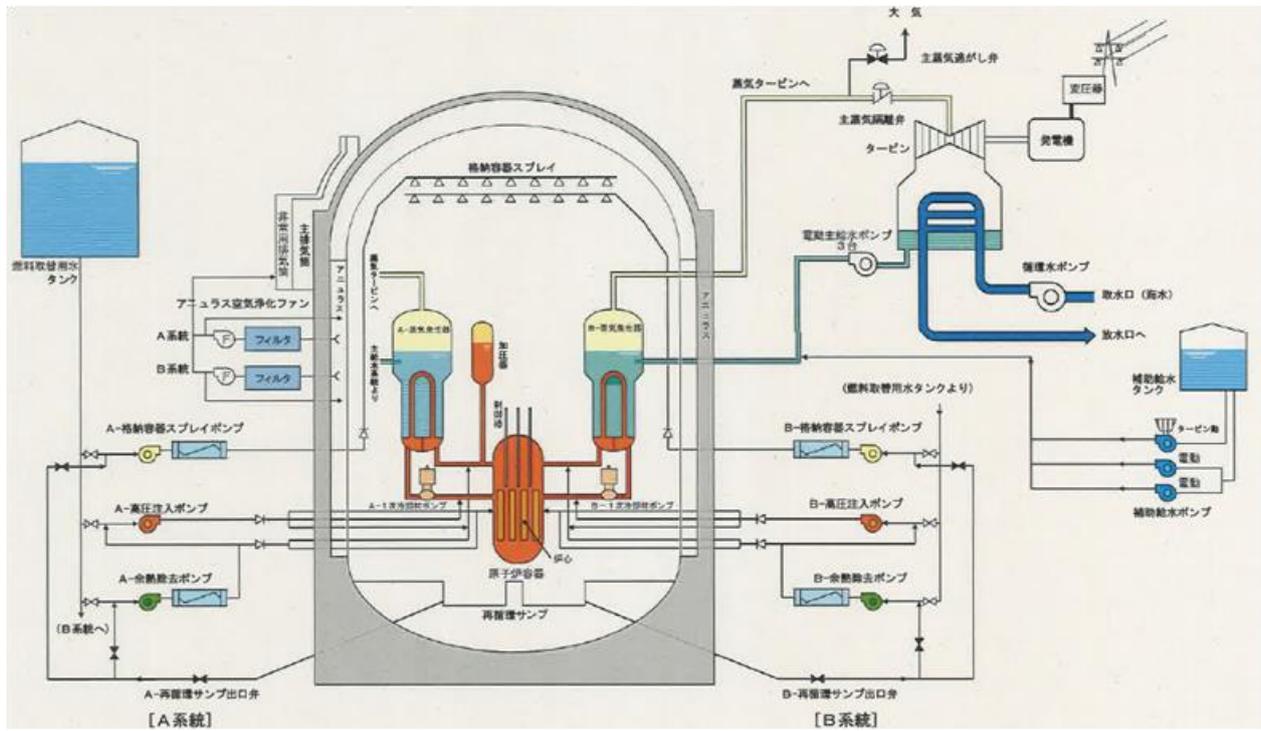
38. 被災地住民登録様式（道資料4-6-1） 85

1. 泊発電所施設の状況及び周辺地域図（道資料1-4-1）

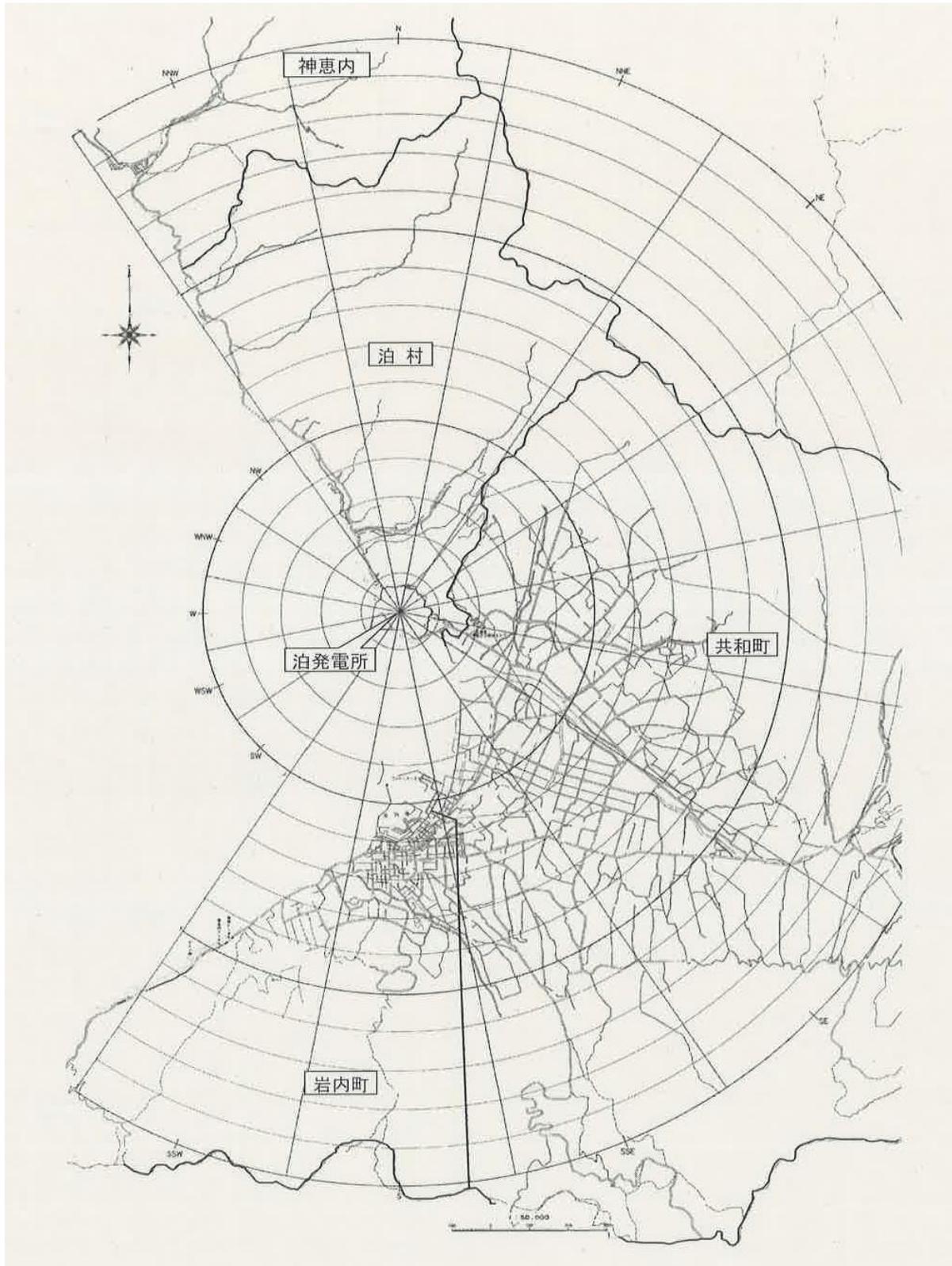
(1) 施設の概要

区分		1号機	2号機	3号機	
位置		北海道古宇郡泊村大字堀株村			
用地面積		約135万㎡（3号機土地造成 海面埋立地含む）			
原子炉	型式	軽水減速軽水冷却加圧水型			
	熱出力	約1,650MW	約1,650MW	約2,660MW	
	圧力・出口温度	約15.4MPa・約323℃		約15.4MPa・約325℃	
	燃料初装荷	種類	低濃縮ウラン		
		濃縮度	約2.3%～3.4%		約1.6%～4.4%
		燃料集合体	121体		157体
		装荷量	ウラン重量約48.5t		ウラン重量約74t
	圧力容器	型式	たて置円筒上下半球鏡容器型		
寸法		内径約3.4m×全高約11.5m ×最小肉厚約110mm (下部半球鏡部)		内径約4.0m×全高約12m ×最小肉厚約130mm (下部半球焼却)	
格納容器	型式	上部半球形下部さら形鏡円筒型			
タービン	型式	串型3車室4分流排気再熱再生式			
	出力	579,000kw		912,000kw	
	回転数	1,500回転/分			
	蒸気流量	約3,260t/時		約5,000t/時	
発電機	型式	横置・円筒回転界磁形・全閉自己通風・3相同期発電機			
	容量	650,000KVA		1,020,000KVA	
主変圧器	種類	屋外無圧密封式			
	容量	620,000KVA		950,000KVA	
	電圧	1次：19KV		1次：21KV	
2次：275KV		2次：275KV			
電調審承認年月日		昭和57年3月26日		平成12年10月20日	
原子炉設置許可年月日		昭和59年6月14日		平成15年7月2日	
着工年月日		昭和59年8月30日		平成15年11月21日	
営業運転開始年月日		平成元年6月22日	平成3年4月12日	平成21年12月22日	

(2) 泊発電所プラント図（概要図）



(3) 泊発電所周辺地域図



(4) 泊発電所周辺地域図 (UPZ)



2. 泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書【資料 1-4-1】

泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）並びに小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村（以下「乙」という。）と北海道電力株式会社（以下「丙」という。）とは、丙の設置する泊発電所（1号機、2号機及び3号機をいう。以下「発電所」という。）周辺における地域住民の健康を守り、生活環境の保全を図ることを目的として、次のとおり協定する。

（安全性の確保）

第1条 丙は、発電所の保守運営に当たって、発電所から放出される放射性物質による周辺環境の汚染の防止と地域住民の安全確保のため、関係諸法令及びこの協定に定める事項を遵守し、地域住民に被害を及ぼさないよう万全の措置を講じなければならない。

（情報の公開）

第2条 丙は、発電所の保守運営の状況について、地域住民に対し積極的に情報公開を行い、透明性の確保に努めるものとする。

（連絡会の設置）

第3条 丙は、甲及び乙に対し発電所の運営等に関する情報を提供するとともに、甲、乙及び丙は、相互に意見を申し述べる機会を確保するため、連絡会を設置する。

2 前項の連絡会は、年1回開催するものとし、その他必要に応じ、甲、乙及び丙が協議の上、開催することができる。

（放射性物質の放出管理）

第4条 丙は、発電所から周辺環境へ放出する放射性希ガスからのガンマ線及び液体廃棄物中の放射性物質に起因する実効線量が、発電所周辺において原子力規制委員会が定めた線量目標値以下となるよう原子炉施設の維持、改善及び放出の管理を行うものとする。

2 丙は、発電所の保守運営に伴って放出する放射性物質の低減のための技術開発の促進に努め、その低減措置の導入を図るものとする。

（環境放射線の測定）

第5条 甲及び丙は、乙の地域における環境放射線の状況を把握するため、甲が乙及び丙と協議の上、別途作成する測定計画に基づき測定を実施するものとする。

（測定結果の公表）

第6条 甲は、前条の規定に基づき実施した測定の結果を公表するものとする。

(測定の立会い)

第7条 乙は、甲と協議の上、必要があると認めるときは、その職員を甲及び丙が行う第5条に規定する環境放射線の測定に立ち合わせることができるものとする。この場合において、甲はあらかじめ丙に通知し、乙の職員とともに測定に立ち会うものとする。

(新燃料等の輸送に関する報告)

第8条 丙は、乙に対し、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の発電所敷地外における輸送を行った後、その結果について報告するものとする。

(平常時における報告)

第9条 丙は、乙に対し、次の各号に掲げる事項を報告するものとする。

- (1) 発電所の運転管理（試運転時を含む。）に関する事項
- (2) 原子炉施設の定期検査又は点検（計画運転停止に係るものに限る。）に関する事項

(異常時における連絡)

第10条 丙は、次の各号に掲げる事項が発生したときは、乙に対し、直ちに連絡し、速やかに文書をもって報告するものとする。

- (1) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第134条各号に掲げる事項が発生し、国に報告を要する事態となったとき。
- (2) 原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成24年経済産業省令第71号）第3条第1項各号に掲げる事故が発生し、国に報告を要する事態となったとき。

2 甲、乙及び丙は、前項に定める連絡を円滑にするため、連絡体制及び連絡責任者をあらかじめ定めるものとする。

(異常時の措置)

第11条 丙は、原子炉施設その他の発電所の施設に異常が生じ、発電所周辺の安全が損なわれるおそれがあると認めるときは、直ちに原子炉の停止、出力制限その他の必要な措置を講ずるとともに、その結果を乙に速やかに報告するものとする。

(立入調査の同行)

第12条 甲が発電所の立入調査を行う際には、甲はあらかじめ乙に通知し、乙が希望するときは、乙の職員を同行させることができるものとする。

(損害の賠償)

第13条 丙は、道民に対し、泊発電所の運転等により風評被害等を含む原子力損害を与えた場合は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づき、誠意をもって補償する

ものとする。

(諸調査の協力)

第14条 丙は、乙が甲と協議の上、乙の実施する安全確保対策についての諸調査に積極的に協力するものとする。

(防災対策)

第15条 丙は、丙の防災対策の充実、強化を図るとともに、発電所に係る地域防災対策に対し積極的に協力するものとする。

(広 報)

第16条 丙は、発電所周辺の安全確保及び環境保全に関し報道機関に特別な広報を行うときは、乙に対し事前に連絡するものとする。

(違背時の措置)

第17条 甲又は乙は、丙がこの協定に定める事項に違背したと認めるときは、甲及び乙が協議の上、甲は丙に対し必要な措置をとるものとし、丙はこれに従うものとする。

2 甲は、丙がこの協定に違背した内容について必要があると認めるときは、公表するものとする。

(協定の改定)

第18条 この協定に定める事項（この協定に基づいて別に定める事項を含む。）について改定すべき事由が生じたときは、甲、乙又は丙のいずれからでも、その改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲、乙及び丙は、誠意をもって協議するものとする。

(覚 書)

第19条 この協定の施行に必要な事項については、甲、乙及び丙が協議の上、別に定めるものとする。

(協 議)

第20条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書18通を作成し、甲、乙及び丙において記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年1月16日

札幌市中央区北3条西6丁目

甲 北海道
北海道知事

小樽市花園2丁目12番1号

乙 小樽市
小樽市長

島牧郡島牧村字泊83番地1

乙 島牧村
島牧村長

寿都郡寿都町字渡島町140番地1

乙 寿都町
寿都町長

寿都郡黒松内町字黒松内302番地1

乙 黒松内町
黒松内町長

磯谷郡蘭越町258番地5

乙 蘭越町
蘭越町長

虻田郡ニセコ町字富士見47番地

乙 ニセコ町
ニセコ町長

虻田郡真狩村字真狩118番地

乙 真狩村
真狩村長

虻田郡留寿都村字留寿都175番地

乙 留寿都村
留寿都村長

虻田郡喜茂別町字喜茂別 1 2 3 番地

乙 喜茂別町
喜茂別町長

虻田郡京極町字京極 5 2 7 番地

乙 京極町
京極町長

虻田郡倶知安町北1条東 3 丁目 3 番地

乙 倶知安町
倶知安町長

積丹郡積丹町大字美国町字船澗 4 8 番地 5

乙 積丹町
積丹町長

古平郡古平町大字浜町 4 0 番地 4

乙 古平町
古平町長

余市郡仁木町西町 1 丁目 3 6 番地 1

乙 仁木町
仁木町長

余市郡余市町朝目町 2 6 番地

乙 余市町
余市町長

余市郡赤井川村字赤井川 7 4 番地 2

乙 赤井川村
赤井川村長

札幌市中央区大通東 1 丁目 2 番地

丙 北海道電力株式会社
取締役社長

3. 積丹町防災会議条例【資料2-2-1】

積丹町防災会議条例

昭和37年12月1日

条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、積丹町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 積丹町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて積丹町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(組織)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 自衛隊に所属する自衛官のうちから町長が任命する者
 - (3) 北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (4) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 積丹町教育委員会教育長
 - (7) 北後志消防組合積丹支署長及び積丹消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 委員の定数は、21人以内とする。
- 7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

- 9 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 10 専門委員は、関係地方行政機関の職員、道の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。
- 11 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長への委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和37年12月1日から施行する。

附 則（昭和38年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第1号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

4. 広域的な応援協力体制（道資料2-2-2）

(1) 原子力施設の災害の場合に派遣する専門家

平成31年4月1日現在

職 名	専門又は任務	所在地
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 理事長があらかじめ指名している指名専門家*	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉工学 ・核燃料工学 ・臨界・遮へい安全評価 ・輸送 この分野から1～2名程度 <ul style="list-style-type: none"> ・環境モニタリング ・環境影響評価 ・個人被ばく評価 ・放射線管理 この分野から1～2名程度	茨城県等
国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計測標準研究部門 量子放射科 研究科長	放射線計測	茨城県
一般財団法人 電力中央研究所 原子力技術研究所 所長	原子力工学	東京都

※指名専門家：指定公共機関として、原子力緊急時において応急対策のための技術的検討を円滑かつ適切に遂行するため、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構理事長があらかじめ指名している専門家（専門分野：原子炉工学、核燃料工学、臨界・遮へい安全評価、輸送、環境モニタリング、環境影響評価、個人被ばく評価、放射線管理の8分野、約120名程度を指名）

(2) 緊急時モニタリング要員及び資機材

平成 31 年 4 月 1 日現在

組 織	要 員	機 材								
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 緊急時連絡先 (24時間体制) 原子力緊急時支援・研修センター 029-264-2681 (直)	緊急時モニタリング要員 約10名	1 サーベイメータ 80台 2 モニタリングカー 2台 3 集じん器 5台 4 ヨウ素サンプラ 5台 5 ホールボディカウンタ車 2台 6 体表面測定車 2台 7 現場指揮車 1台								
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 緊急時連絡先 安全管理部部次長 043-382-8001 (代表) 043-382-8053 (直)	緊急モニタリングチーム 約9名	1 サーベイメータ 10台 (<table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">γ 線 用</td> <td style="padding: 0 10px;">2台</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">β・γ線用</td> <td style="padding: 0 10px;">4台</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">α 線 用</td> <td style="padding: 0 10px;">2台</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">中性子線用</td> <td style="padding: 0 10px;">2台</td> </tr> </table>) 2 可搬型γ線エリアモニタ 3台 3 可搬型α線ダストモニタ 3台 4 可搬型β線ダストモニタ 3台 5 集じん器 3台	γ 線 用	2台	β・γ線用	4台	α 線 用	2台	中性子線用	2台
γ 線 用	2台									
β・γ線用	4台									
α 線 用	2台									
中性子線用	2台									

(3) 原子力災害医療に係る専門家

平成 31 年 4 月 1 日現在

職 名	任 務	担 当
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 理事長があらかじめ示している 専門家5名	医療活動 指導・協力	原子力災害医療 線量評価 放射線防護等
公益財団法人 放射線影響研究所 分子生物学部研究員		計測

5. 広域応援協定（道資料2-2-3）

原子力災害時の相互応援に関する協定

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法第8条第2項第12号の規定に基づき、北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県及び鹿児島県（以下「道府県」という。）において、原子力災害（蓋然性を含む。）が発生した場合（以下「緊急時」という。）に、緊急事態応急対策を実施すべき区域を管轄し、応援を要請する必要があると判断した道府県（以下「被災道府県」という。）における原子力防災対策に特有な措置をさらに充実するため、道府県間の応援活動について必要な事項を定めるものとする。

（応援主管道県等）

第2条 応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、原子力発電関係団体協議会会長道県を応援主管道県とする。

2 前項に定める応援主管道県が被災道府県である場合は、原子力発電関係団体協議会副会長道県を応援主管道県とする。

3 被災道府県は、速やかに応援主管道県に被害状況を連絡し、連絡を受けた応援主管道県は被災道府県の状況を他の道府県に連絡するものとする。

4 応援主管道県は、被災道府県から連絡を受けた場合には、次のことを行う。

- （1）緊急時における被災道府県との連絡調整
- （2）応援を行う道府県（以下「応援道府県」という。）間の調整
- （3）その他必要と考えられる事項

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）原子力防災資機材の提供
 - ア 緊急時モニタリング資機材
 - イ 原子力防災活動資機材
 - ウ 緊急時医療資機材
- （2）職員の派遣
 - ア 緊急時モニタリング関係職員
 - イ 緊急時医療関係職員
 - ウ その他災害対策関係職員

（応援要請の手続）

第4条 被災道府県は、次に掲げる事項を明確にして、応援主管道県に文書により要請を行う。ただし、文書により要請を行ういとまがない場合には、電話又はファクシミリ等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- （1）災害の発生日時又は発生するおそれがある場合は予測される日時
- （2）災害の発生又は発生するおそれのある場所
- （3）災害の態様及び規模等又は見込まれる災害の態様及び規模等

- (4) 所要人数並びに原子力防災資機材の種別及び数量
 - (5) 応援隊の集結場所又は原子力防災活動資機材の受領場所
 - (6) 応援の期間
 - (7) 要請担当者及び連絡先
- 2 前項の要請を受けた応援主管道県は、前項に定める事項を速やかに他の道府県に連絡するとともに応援道府県及びそれぞれの応援内容を調整のうえ、被災道府県に連絡するものとする。また、応援主管道県は被災道府県に職員を派遣し、応援活動の実施に必要な情報収集等を行い、応援道府県に連絡するものとする。
- 3 第1項に定める要請をもって、被災道府県から応援道府県に対してこの協定に基づく応援の要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 原子力防災資機材の提供に係る輸送、補充に要する経費は、被災道府県の負担とする。
 - (2) 応援道府県が被災道府県に派遣する職員及び前条第2項後段において、応援主管道県が被災道府県に派遣する職員（以下「応援職員」という。）の派遣に要する経費（諸手当及び派遣旅費に限る。）は応援道府県が定める規定により算定した当該応援職員の諸手当の額及び旅費の額の範囲内で被災道府県の負担とする。
 - (3) その他応援に要する経費は、原則として被災道府県の負担とする。
- 2 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援道府県の負担とする。
- 3 応援職員がその責に帰すべき事由以外により業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災道府県が、被災道府県への往復の途中において生じたものについては応援道府県が賠償の責めを負う。
- 4 被災道府県が第1項第1号から第3号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災道府県から要請があった場合には、応援道府県が当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(物資等の携行)

第6条 応援道府県は、応援職員を派遣する場合には、応援職員が使用する物資等を携行させるものとする。

(放射線の防護等)

第7条 被災道府県は応援職員の放射線の防護に十分配慮するとともに、応援活動内容等について、応援主管道県を経由して、応援道府県と十分協議するものとする。

2 応援職員の被ばく管理は、被災道府県が応援道府県と十分協議し、適正に行うものとする。

(参考資料の交換等)

第8条 道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、次に掲げる応援活動の実施に必要な参考資料を相互に交換するものとし、毎年5月末日までに原子力発電関係団体協議会会長道県あて送付するものとする。ただし、参考資料の内容に重要な変更があった場合には、その都度、変更した道府県から他の道府県あて送付するものとする。

- (1) 地域防災計画

- (2) 緊急時の連絡窓口及び防災担当者の氏名
- (3) 防災関係機関の名称
- (4) 原子力防災資機材の保有状況
- (5) その他必要と考えられる事項
- (その他)

第9条 この協定を締結していない道県が原子力発電関係団体協議会会長道県となった場合には、原子力発電関係団体協議会会長道県を原子力発電関係団体協議会副会長道県と読み替えるものとする。

2 この協定に定めのない事項については、必要の都度協議して定めるものとする。
(施行期日)

第10条 この協定は、平成13年1月31日（締結日）から適用する。

この協定の締結を証するため、本書14通を作成し、各道府県記名押印の上、各1通を保有する。

平成13年1月31日

北海道知事
青森県知事
宮城県知事
福島県知事
茨城県知事
新潟県知事
石川県知事
福井県知事
静岡県知事
京都府知事
島根県知事
愛媛県知事
佐賀県知事
鹿児島県知事

6. 北海道原子力防災センター概要（道資料2-2-5）

1 施設名称

北海道原子力防災センター

2 所在地

岩内郡共和町南幌似 141-1（泊原子力発電所から約 10km）

3 緊急事態応急対策拠点施設の指定

平成 27 年 8 月 3 日に内閣総理大臣が、原子力災害対策特別措置法第 12 条の規定に基づき、緊急事態応急対策拠点施設として指定。

4 施設概要

(1) 施設規模

鉄筋コンクリート造 3 階建延べ床面積：約 2,700 m² 駐車場：約 120 台

(2) 施設内容

1 階：泊原子力規制事務所、北海道地方放射線モニタリング対策官事務所、被ばく管理室、前処理室、計測室、資料保管庫等

2 階：各機能班、全体会議室、緊急時モニタリングセンター、システム機械室等

3 階：プレスルーム

(3) 施設用地

約 11,083 m²

5 設備概要

電話／FAX／パソコン／複写機／TV 会議システム／各種情報表示システム／緊急時対策支援システム（ERSS）

6 代替施設

(1) 設置根拠

原子力災害対策特別措置法施行規則第 16 条（緊急事態応急対策拠点施設の要件）

緊急事態応急対策拠点施設が使用できない場合にこれを代替することができる施設が当該緊急事態応急対策拠点施設からの移動が可能な場所に存在すること。

(2) 施設名称及び所在地

①名称 喜茂別町農業環境改善センター

住 所 虻田郡喜茂別町伏見 264-4

○北海道原子力防災センターからの直線距離 約 44km

○会議室面積 約 324 m² (20m×16.2m)

○近郊ヘリポート

施設名 旧喜茂別中学校グラウンド

所在地 虻田郡喜茂別町字伏見 272-2

面 積 約 23,000 m² (230m×100m)

管理者 喜茂別町

喜茂別町農業環境改善センターから約 300m（南東方向）

②名称 寿都町総合文化センター

住 所 寿都郡寿都町字開進町 187-1

○北海道原子力防災センターからの直線距離 約 36km

○会議室面積 約 1,324 m² (34.4m×38.5m)

○近郊ヘリポート

施設名 寿都町防災広場

所在地 寿都郡寿都町字渡島町 126-1

面 積 約 1,296 m² (36m×36m)

管理者 寿都町

寿都町総合文化センターから約 100m（南東方向）

7. 緊急時モニタリング要員及び緊急時モニタリング車両（道資料2-5-1）

平成31年4月1日現在 道原子力安全対策課調べ

区分	所属	緊急時モニタリング要員	EMC 参画時の体制	緊急時モニタリング車両
北海道	原子力安全対策課	2名	企画調整 G 1名 情報収集管理 G 1名	—
	環境政策課	7名	情報収集管理 G 2名 測定分析担当 G 5名	—
	原子力環境センター	19名	企画調整 G 3名 情報収集管理 G 3名 測定分析担当 G 13名	6台(内モニタリングカー1台)
	後志総合振興局環境生活課	5名	企画調整 G 1名 測定分析担当 G 4名	2台
関係町村	泊村	2名	測定分析担当 2名	1台
	共和町	2名	測定分析担当 2名	1台
	岩内町	2名	測定分析担当 2名	1台
	神恵内村	2名	測定分析担当 2名	1台
	積丹町	2名	測定分析担当 2名	1台
	古平町	2名	測定分析担当 2名	1台
	余市町	2名	測定分析担当 2名	1台
	仁木町	2名	測定分析担当 2名	1台
	赤井川村	2名	測定分析担当 2名	1台
	倶知安町	2名	測定分析担当 2名	1台
	ニセコ町	2名	測定分析担当 2名	1台
	蘭越町	2名	測定分析担当 2名	1台
寿都町	2名	測定分析担当 2名	1台	
北海道電力(株)	泊発電所	15名	企画調整 G 1名 情報収集管理 G 2名 測定分析担当 G 12名	5台(内モニタリングカー1台)
計		74名	74名	26台(内モニタリングカー2台)

※原子力規制委員会、指定公共機関（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構）及び北海道電力(株)以外の原子力事業所からも、緊急時モニタリング要員が派遣されることとなっている。

10. 人口に関する資料（道資料2-8-1～道資料2-8-3）

（道資料2-8-1）

平成31年4月1日現在

OIL 地点名	避難区域名	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		要配慮者の状況					集合 場所名
				男	女	5 歳 以下	6 ～ 18 歳	妊 婦	外 国 人	避 難 行 動 要 支 援 者	
NNE-30 (積丹町美国 モニタリング ポスト)	美国地区	686	1,241	560	681	44	109	3	3	42	美国小学校、 美国中学校、 B&G 海洋セン ター、総合文 化センター
N-31 (婦美会館)	婦美地区	39	76	38	38	4	3	0	0	3	婦美会館
N-32 (丸山会館)	丸山地区	11	22	11	11	0	1	0	0	1	丸山会館
N-36 (旧幌武意小 学校)	幌武意・ 入舸地区	79	140	59	81	1	2	0	0	5	旧幌武意小 学校、旧入舸 小学校
N-34 (岬の湯しゃ こたん)	日司・野塚地 区	151	306	162	154	7	24	0	0	8	日司小学校、 克雪管理セン ター、岬の 湯しゃこた ん
NNW-34 (余別地区コ ミュニティセ ンター)	西河・来岸・ 余別地区	107	199	102	97	8	13	0	0	5	来岸会館、余 別小学校
NNW-33 (神岬会館)	神岬地区	18	36	16	20	0	0	0	0	4	神岬会館
計		1,091	2,020	938	1,082	64	152	3	3	68	

(道資料 2-8-2 泊発電所周辺の月別観光客入込み状況)

(積丹町)

平成 31 年 4 月 1 日現在 町村調べ

位置		集落名	区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
方位	距離									
北北東 北北西	30 30超 30超	積丹町内	入込数	2,486	4,095	6,784	54,147	67,364	132,855	260,228
			宿泊数	76	46	292	2,105	1,862	2,651	31,880
北	30超	岬の湯しゃこたん	入込数	2,630	1,899	3,495	5,442	6,691	7,524	12,139
			宿泊数	-	-	-	-	-	-	-
		小計	入込数	5,116	5,994	10,279	59,589	74,055	140,379	272,367
			宿泊数	76	46	292	2,105	1,862	2,651	31,880

集落名	区分	8月	9月	10月	11月	12月	平均	年間(人)
積丹町内	入込数	272,726	125,409	77,184	23,305	7,178	86,147	1,033,759
	宿泊数	23,860	4,933	2,086	1,0065	325	5,927	71,122
岬の湯しゃこたん	入込数	15,026	5,663	5,093	2,755	2,343	5,892	70,700
	宿泊数	-	-	-	-	-	-	-
小計	入込数	287,752	131,070	82,277	26,060	9,521	92,038	1,104,459
	宿泊数	23,860	4,933	2,086	1,0065	325	5,927	71,122

(道資料 2-8-3 泊発電所周辺の宿泊施設状況)

(積丹町)

平成 31 年 4 月 1 日現在 町村調べ

位置		集落名	鉄筋コンクリート		木造		合計		備考
方位	距離		施設数	収容人員	施設数	収容人員	施設数	収容人員	
北北東	30	美国	0	0	7	249	7	249	
北	30超	入舸	0	0	2	65	2	65	
北	30超	日司	0	0	5	131	5	131	
北	30超	野塚	0	0	1	15	1	15	
北北西	30超	西河	0	0	1	45	1	45	
北北西	30超	来岸	0	0	1	12	1	12	
北北西	30超	余別	0	0	4	139	4	139	
		小計	0	0	21	656	21	656	

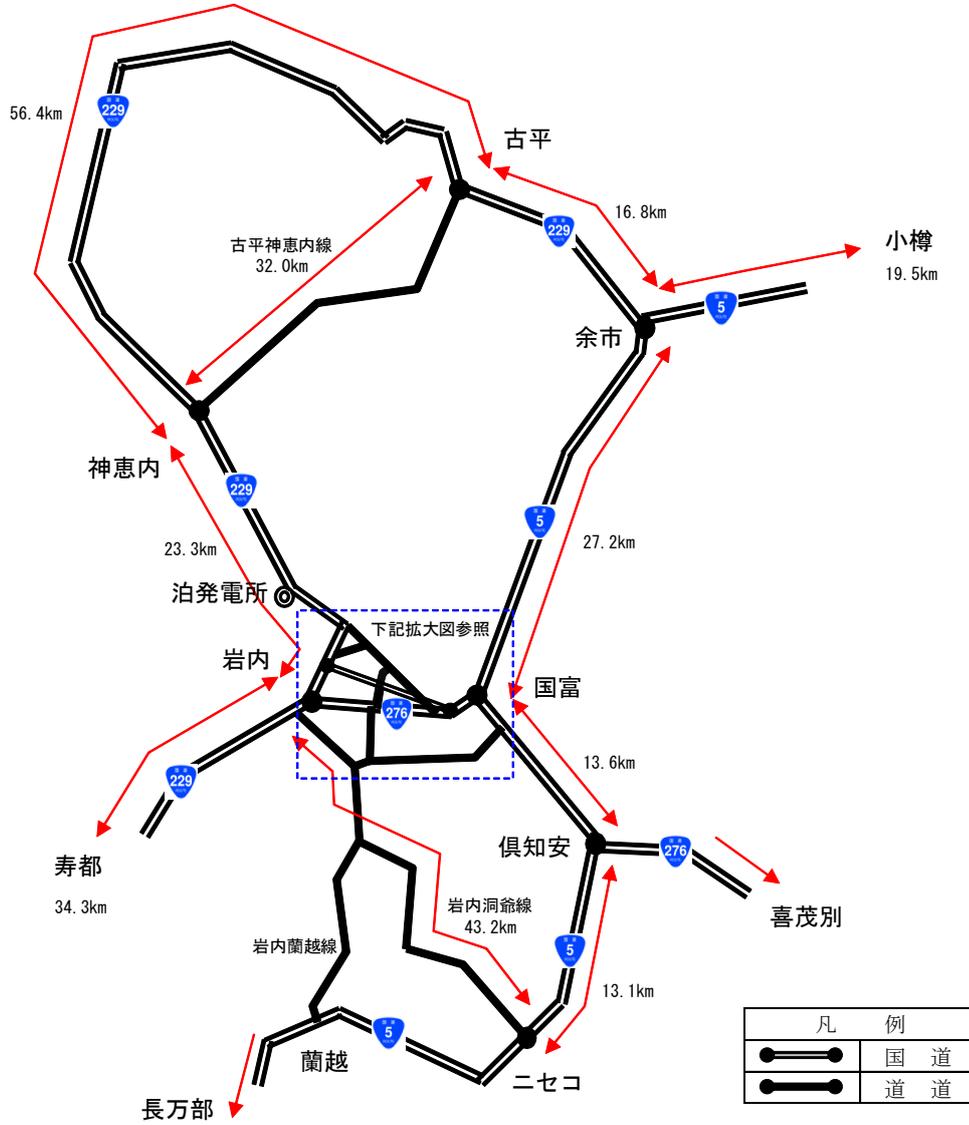
11. 道路及び陸上輸送に関する資料（道資料 2-8-4～道資料 2-8-8）

（道資料 2-8-4 泊発電所周辺の道路状況）

（1） 周辺道路図

周辺主要幹線道路接続状況

平成 31 年 4 月 1 日現在



(3) 道路状況

① 国道

平成 31 年 4 月 1 日現在

名称	経由			延長 (m)	最小幅員 (m)	橋りょう		舗装	1 時間当たり交通量				
	起点	経由地点	終点			橋りょう数	制限		区分	平均	最高	地点	時刻
国道 229 号 (神恵内村)	積丹町 神恵内村 境界		神恵内村 泊村 境界	22,536	5.5	22	なし	有	上り		172	赤石	7 時～19 時
									下り		227	〃	〃
									合計	80	399		
国道 229 号 (泊村)	神恵内村 泊村 境界		泊村 共和町 境界	13,627	5.5	5	なし	有	上り		172	堀株	7 時～19 時
									下り		227	〃	〃
									合計	149	399		
国道 229 号 (共和町)	泊村 共和町 境界		共和町 岩内町 境界	6,029	6.5	2	なし	有	上り		172	梨野舞納	7 時～19 時
									下り		227	〃	〃
									合計	149	399		
国道 229 号 (岩内町)	共和町 岩内町 境界		岩内町 蘭越町 境界	16,079	5.5	5	なし	有	上り		277	栄	7 時～19 時
									下り		374	〃	〃
									合計	163	651		
国道 5 号 (共和町)	俱知安町 共和町 境界		共和町 仁木町 境界	17,152	6.5	15	なし	有	上り		325	国富	7 時～19 時
									下り		341	〃	〃
									合計	261	666		
国道 276 号 (岩内町)	岩内町字大浜 (国道 229 号交点)		岩内町 共和町 境界	893	7.0	0	なし	有	上り		321	字大浜	7 時～19 時
									下り		340	〃	〃
									合計	262	661		
国道 276 号 (共和町)	岩内町 共和町 境界		共和町国富 (国道 5 号交点)	10,085	6.0	9	なし	有	上り		370	幌似	7 時～19 時
									下り		382	〃	〃
									合計	283	752		
国道 5 号 (札幌市)	小樽市 札幌市 境界		札幌市中央区 (国道 12 号交点)	18,986	6.5	8	なし		上		1719	北 34 条 西 2	7 時～19 時
									下		1891	〃	〃
									合計	1080	3610		
国道 5 号 (小樽市)	余市町 小樽市 境界		小樽市 札幌市 境界	34,765	6.5	17	なし		上		1241	若竹	7 時～19 時
									下		1381	張碓	〃
									合計	793	2622		
国道 5 号 (余市町)	仁木町 余市町 境界		余市町 小樽市 境界	6,838	6.5	5	なし		上		613	大川町	7 時～19 時
									下		689	〃	〃
									合計	450	1302		
国道 5 号(仁木町)	共和町 仁木町 境界		仁木町 余市町 境界	17,333	6.5	4	なし		上		335	大江	7 時～19 時
									下		401	〃	〃
									合計	275	736		
国道 5 号 (俱知安町)	ニセコ町 俱知安町 境界		俱知安町 共和町 境界	11,796	6.5	4	なし		上		324	北 2 条東	7 時～19 時
									下		415	〃	〃
									合計	271	739		
国道 5 号 (ニセコ町)	蘭越町 ニセコ町 境界		ニセコ町 俱知安町 境界	16,231	6.5	6	なし		上		292	元町	7 時～19 時
									下		365	〃	〃
									合計	202	657		
国道 5 号 (蘭越町)	黒松内町 蘭越町		蘭越町 ニセコ町	23,539	5.5	13	なし		上		201	昆布町	7 時～19 時
									下		176	〃	〃

名称	経由			延長 (m)	最小幅員 (m)	橋りょう		舗装	1時間当たり交通量				
	起点	経由地点	終点			橋りょう数	制限		区分	平均	最高	地点	時刻
	境界		境界						合計	109	377		
国道5号 (黒松内町)	長万部町 黒松内町 境界		黒松内町 蘭越町 境界	15,983	5.5	8	なし		上		91	白井川	7時～19時
									下		101	〃	〃
									合計	74	192		
国道5号 (長万部町)	八雲町 長万部町 境界		長万部町 黒松内町 境界	32,514	5.5	23	なし		上		325	国縫	7時～19時
									下		406	〃	〃
									合計	175	731		
国道229号 (積丹町)	古平町 積丹町 境界		積丹町 神恵内村 境界	31,547	5.5	28	なし		上		156	小泊	7時～19時
									下		120	〃	〃
									合計	67	276		
国道229号 (古平町)	余市町 古平町 境界		古平町 積丹町 境界	7,683	5.5	7	なし		上		232	本町	7時～19時
									下		200	〃	〃
									合計	188	432		
国道229号 (余市町)	小樽市 余市町 (国道5号交点)		余市町 古平町 境界	13,351	5.5	8	なし		上		719	富沢町	7時～19時
									下		593	〃	〃
									合計	382	1312		
国道229号 (蘭越町)	岩内町 蘭越町 境界		蘭越町 寿都町 境界	4,046	5.5	2	なし		上		139	港町	7時～19時
									下		84	〃	〃
									合計	93	223		
国道229号 (黒松内町)	寿都町 黒松内町 (界川交点)		黒松内町 寿都町 (朱太川交点)	1,472	5.5	2	なし		上		126	北作開	7時～19時
									下		97	〃	〃
									合計	85	223		
国道229号 (寿都町)	蘭越町 寿都町 境界	黒松内町	寿都町 島牧村 境界	28,937	5.5	22	なし		上		124	磯谷町	7時～19時
									下		97	〃	〃
									合計	32	221		
国道230号 (札幌市)	札幌市 中央区(国道12号交点)		札幌市 喜茂別町 境界	45,251	6.0	30	なし		上		1987	南37条 西10	7時～19時
									下		1698	〃	〃
									合計	968	3685		
国道230号 (喜茂別町)	札幌市 喜茂別町 境界		喜茂別町 留寿都村 境界	24,296	6.5	13	なし		上		421	伏見	7時～19時
									下		432	〃	〃
									合計	124	853		
国道230号 (留寿都村)	喜茂別町 留寿都村 境界		留寿都村 洞爺湖町 境界	13,138	6.5	1	なし		上		286	三ノ原	7時～19時
									下		273	〃	〃
									合計	190	559		
国道230号 (洞爺湖町)	留寿都村 洞爺湖町 境界		洞爺湖町 虻田(国道37号交点)	22,549	6.0	1	なし		上		224	三豊	7時～19時
									下		210	洞爺湖温泉	〃
									合計	142	434		
国道276号 (倶知安町)	倶知安町 北2条東 (国道5号交点)		倶知安町 京極町 境界	8,219	6.5	3	なし		上		358	北5条東	7時～19時
									下		313	〃	〃
									合計	201	671		
国道276号 (京極町)	倶知安町 京極町		京極町 喜茂別町	11,310	6.5	5	なし		上		329	京極	7時～19時
									下		323	〃	〃

名称	経由			延長 (m)	最小幅員 (m)	橋りょう		舗装	1時間当たり交通量				
	起点	経由地点	終点			橋りょう数	制限		区分	平均	最高	地点	時刻
	境界		境界						合計	196	652		
国道 276 号 (喜茂別町)	京極町 喜茂別町 境界	国道 230 号	喜茂別町 伊達市 境界	17,266	5.5	10	なし		上		329	留産	7時～19時
									下		323	〃	〃
									合計	160	652		
国道 276 号 (伊達市)	喜茂別町 伊達市 境界		伊達市 千歳市 境界	15,330	6.0	10	なし		上		155	大滝区三 階滝町	7時～19時
									下		181	〃	〃
									合計	98	336		
国道 393 号 (倶知安町)	赤井川村 倶知安町 境界		倶知安町 北 3 条東 (国道 276 号交点)	15,644	5.5	6	なし		上		156	瑞徳	7時～19時
									下		135	〃	〃
									合計	102	291		
国道 393 号 (赤井川村)	小樽市 赤井川村 境界		赤井川村 倶知安町 境界	26,604	5.5	16	なし		上		252	都	7時～19時
									下		109	轟	〃
									合計	76	361		
国道 393 号 (小樽市)	小樽市奥 沢 (国道 5 号交点)		小樽市 赤井川村 境界	16,078	5.5	2	なし		上		493	奥沢	7時～19時
									下		430	〃	〃
									合計	228	923		
国道 453 号 (伊達市)	伊達市大 滝区 (国道 276 号交 点)		伊達市 壮瞥町 境界	19,448	5.5	11	なし		上		172	北湯沢	7時～19時
									下		173	〃	〃
									合計	126	345		

② 道道

平成 31 年 4 月 1 日現在

名称	経由			延長 (m)	最小幅員 (m)	橋りよう		舗装	1時間当たりの交通量 (平日)					交通量調査日
	起点	經由地点	終点			橋りよう数	制限		区分	平均	最高	地点	時刻	
道道 9 号 寿都黒松内線 (寿都町)	寿都町(国 道 229 号 交点)		寿都町 黒松内町 境界	2,561	5.0	4	なし	有				非観測 (推定 値)	7 時～ 19 時	平成 22 年 度
道道 32 号 豊浦ニセコ線 (ニセコ町)	ニセコ町 蘭越町 境界		蘭越町(国 道 5 号交 点)	4,028	5.5	2	なし	有				非観測 (推定 値)	7 時～ 19 時	平成 22 年 度
道道 32 号 豊浦ニセコ線 (蘭越町)	蘭越町 豊浦町 境界		ニセコ町 蘭越町 境界	6,702	5.5	4	なし	有				非観測 (推定 値)	7 時～ 19 時	平成 22 年 度
道道 36 号 余市赤井川線 (余市町)	余市町(国 道 5 号交 点)		余市町 仁木町 境界	7,158	5.5	2	なし	有				余市町 黒川	7 時～ 19 時	平成 22 年 度
道道 36 号 余市赤井川線 (仁木町)	余市町 仁木町 境界		仁木町 赤井川村 境界	1,338	6.0	0	—	有				赤井川 村字赤 井川	7 時～ 19 時	平成 22 年 度
道道 36 号 余市赤井川線 (赤井川村)	仁木町 赤井川村 境界		赤井川村 (国道 393 号交 点)	9,343	5.5	6	なし	有				赤井川 村字赤 井川	7 時～ 19 時	平成 22 年 度
道道 58 号 倶知安ニセコ線 (ニセコ町)	倶知安町 ニセコ町 境界		ニセコ町 蘭越町 境界	2,222	4.5	0	—	有				非観測 (推定 値)	7 時～ 19 時	平成 22 年 度
道道 58 号 倶知安ニセコ線 (倶知安町)	倶知安町 (国道 5 号交点)		倶知安町 ニセコ町 境界	13,513	4.5	4	なし	有				非観測 (推定 値)	7 時～ 19 時	平成 22 年 度
道道 58 号 倶知安ニセコ線 (蘭越町)	ニセコ町 蘭越町 境界		蘭越町(道 道岩内洞 爺線交点)	3,743	5.5	0	—	有				非観測 (推定 値)	7 時～ 19 時	平成 22 年 度

名称	経由			延長 (m)	最小幅員 (m)	橋りょう		舗装	1時間当たりの交通量 (平日)					交通量調査日	
	起点	経由地点	終点			橋りょう数	制限		区分	平均	最高	地点	時刻		
道道66号 岩内洞爺線 (岩内町)	岩内町(国 道229号 交点)		岩内町 共和町 境界	2,510	5.5	1	なし	有							平成 22年 度
									合計	489		非観測 (推定 値)	7時～ 19時		
道道66号 岩内洞爺線 (共和町)	岩内町 共和町 境界		共和町 蘭越町 境界	18,919	5.5	0	—	有							平成 22年 度
									合計	49		共和町 考古美	7時～ 19時		
道道66号 岩内洞爺線 (蘭越町)	共和町 蘭越町 境界		蘭越町 ニセコ町 境界	18,214	5.5	10	なし	有							平成 22年 度
									合計	48		蘭越町 字湯里	7時～ 19時		
道道66号 岩内洞爺線 (ニセコ町)	蘭越町 ニセコ町 境界		ニセコ町 真狩村 境界	13,900	5.4	4	なし	有							平成 22年 度
									合計	167		ニセコ 町曾我	7時～ 19時		
道道207号 昆布停車場 ニセコ線 (蘭越町)	蘭越町(国 道5号交 点)		蘭越町(道 道岩内洞 爺線交点)	5,886	5.5	1	なし	有							平成 22年 度
									合計	64		非観測 (推定 値)	7時～ 19時		
道道228号 豊丘余市 停車場線 (余市町)	余市町豊 丘		余市町(国 道229号 交点)	9,887	3.5	9	なし	一部有 (9,582)							平成 22年 度
									合計	624		非観測 (推定 値)	7時～ 19時		
道道229号 北尻別蘭越 停車場線 (蘭越町)	蘭越町(国 道229号 交点)		蘭越町(道 道蘭越停 車場線交 点)	20,021	5.5	12	なし	有							平成 22年 度
									合計	48		非観測 (推定 値)	7時～ 19時		
道道230号 三ノ原ニセコ線 (ニセコ町)	真狩村 ニセコ町 境界		ニセコ町 (道道岩 内洞爺線 交点)	3,327	5.5	1	なし	有							平成 22年 度
									合計	100		真狩村 字見晴	7時～ 19時		
道道267号 磯谷蘭越線 (蘭越町)	蘭越町(国 道229号 交点)		蘭越町(国 道5号交 点)	15,420	5.5	7	なし	有							平成 22年 度
									合計	38		非観測 (推定 値)	7時～ 19時		
道道268号 岩内蘭越線 (岩内町)	岩内町(国 道229号 交点)		岩内町(道 道岩内洞 爺線交点)	271	6.5	0	—	有							平成 22年 度
									合計	493		非観測 (推定 値)	7時～ 19時		

名称	経由			延長 (m)	最小幅員 (m)	橋りよう		舗装	1時間当たりの交通量 (平日)					交通量調査日	
	起点	経由地点	終点			橋りよう数	制限		区分	平均	最高	地点	時刻		
道道 268 号 岩内蘭越線 (共和町)	共和町(道 道岩内洞 爺線交点)		共和町 蘭越町 境界	2,790	4.0	0	—	有							平成 22年度
									合計	20		非観測 (推定 値)	7時～ 19時		
道道 268 号 岩内蘭越線 (蘭越町)	共和町 蘭越町 境界		蘭越町(道 道北尻別 蘭越停車 場線交点)	13,755	4.0	2	なし	一部有 (13,46 7)							平成 22年度
									合計	20		非観測 (推定 値)	7時～ 19時		
道道 269 号 蕨岱国富 停車場線 (共和町)	共和町(国 道 229 号 交点)		共和町 国富	9,037	5.5	5	なし	有							平成 22年度
									合計	191		非観測 (推定 値)	7時～ 19時		
道道 270 号 岩内港線 (岩内町)	岩内町 岩内港		岩内町(国 道 229 号 交点)	1,319	6.0	0	—	有							平成 22年度
									合計	138		非観測 (推定 値)	7時～ 19時		
道道 271 号 倶知安停車場線 (倶知安町)	倶知安町 倶知安駅		倶知安町 国道 5 号 交点	491	6.0	0	—	有							平成 22年度
									合計	72		非観測 (推定 値)	7時～ 19時		
道道 272 号 寿都停車場線 (寿都町)	寿都町 旧寿都停 車場		寿都町(国 道 229 号 交点)	2,625	5.5	4	なし	有							平成 22年度
									合計	88		非観測 (推定 値)	7時～ 19時		
道道 342 号 茅沼鉱山泊線 (泊村)	泊村 茅沼鉱山		泊村(国道 5 号交点)	5,053	4.5	6	なし	一部有 (3,078)							平成 22年度
									合計	78		非観測 (推定 値)	7時～ 19時		
道道 343 号 蘭越ニセコ 倶知安線 (蘭越町)	蘭越町(道 道北尻別 蘭越停車 場線交点)		蘭越町 ニセコ町 境界	7,191	3.0	3	なし	一部有 (6,155)							平成 22年度
									合計	15		非観測 (推定 値)	7時～ 19時		
道道 343 号 蘭越ニセコ 倶知安線 (ニセコ町)	蘭越町 ニセコ町 境界		ニセコ町 倶知安町 境界	6,598	5.5	1	なし	有							平成 22年度
									合計	290		非観測 (推定 値)	7時～ 19時		
道道 343 号 蘭越ニセコ 倶知安線 (倶知安町)	ニセコ町 倶知安町 境界		倶知安町 (国道 5 号交点)	10,415	5.5	4	なし	有							平成 22年度
									合計	290		非観測 (推定 値)	7時～ 19時		

名称	経由			延長 (m)	最小幅員 (m)	橋りょう		舗装	1時間当たりの交通量 (平日)					交通量調査日	
	起点	経由地点	終点			橋りょう数	制限		区分	平均	最高	地点	時刻		
道道 378 号 余市港線 (余市町)	余市町 余市港		余市町(国 道 229 号 交点)	1,297	6.0	3	なし	有							平成 22 年 度
									合計	213		非観測 (推定 値)	7 時～ 19 時		
道道 455 号 仁木停車場線 (仁木町)	仁木町 仁木駅		仁木町(国 道 5 号交 点)	394	5.5	0	なし	有							平成 22 年 度
									合計	92		非観測 (推定 値)	7 時～ 19 時		
道道 478 号 京極倶知安線 (倶知安町)	京極町 倶知安町 境界		倶知安町 (国道 5 号交点)	8,670	5.5	1	なし	有							平成 22 年 度
									合計	304		倶知安 町高砂	7 時～ 19 時		
道道 525 号 蘭越停車場線 (蘭越町)	蘭越町 蘭越駅		蘭越町(国 道 5 号交 点)	542	5.5	0	—	有							平成 22 年 度
									合計	120		非観測 (推定 値)	7 時～ 19 時		
道道 568 号 船澗美国港線 (積丹町)	積丹町 船澗		積丹町 美国港	7,101	4.0	2	なし	一部 有 (6,725)							平成 22 年 度
									合計	16		非観測 (推定 値)	7 時～ 19 時		
道道 569 号 蕨台古平線 (共和町)	共和町(国 道 229 号 交点)		共和町 宮丘	5,549	3.0	0	—	一部 有 (4,823)							平成 22 年 度
									合計	41		非観測 (推定 値)	7 時～ 19 時		
道道 569 号 蕨台古平線 (古平町)	古平町 沢江町		古平町(道 道古平神 恵内線交 点)	5,690	3.0	4	なし	一部 有 (5,682)							平成 22 年 度
									合計	9		非観測 (推定 値)	7 時～ 19 時		
道道 604 号 老古美小沢 停車場線 (共和町)	共和町(道 道岩内洞 爺線交点)		共和町 小沢駅	15,466	5.5	8	なし	有							平成 22 年 度
									合計	21		非観測 (推定 値)	7 時～ 19 時		
道道 631 号 ニセコ高原 比羅夫線 (倶知安町)	倶知安町 ニセコ高 原		倶知安町 (国道 5 号交点)	2,586	5.5	1	なし	有							平成 22 年 度
									合計	141		倶知安 町字比 羅夫	7 時～ 19 時		
道道 752 号 名駒田下線 (蘭越町)	蘭越町(道 道磯谷蘭 越線交点)		蘭越町(国 道 5 号交 点)	10,818	5.3	11	なし	有							平成 22 年 度
									合計	19		非観測 (推定 値)	7 時～ 19 時		

名称	経由			延長 (m)	最小幅員 (m)	橋りよう		舗装	1時間当たりの交通量 (平日)					交通量調査日	
	起点	経由地点	終点			橋りよう数	制限		区分	平均	最高	地点	時刻		
道道753号 登余市停車場線 (余市町)	余市町(道 道余市赤 井川線交 点)		余市町 余市駅	7,771	5.5	4	なし	有							平成 22年 度
									合計	487		余市町 黒川町	7時～ 19時		
道道755号 然別余市線 (仁木町)	仁木町 然別		仁木町 余市町 境界	12,438	4.5	8	なし	有							平成 22年 度
									合計	31		非観測 (推定 値)	7時～ 19時		
道道755号 然別余市線 (余市町)	仁木町 余市町 境界		仁木町(国 道5号交 点)	2,949	5.5	1	なし	有							平成 22年 度
									合計	31		非観測 (推定 値)	7時～ 19時		
道道792号 ニセコ停車場線 (ニセコ町)	ニセコ町 ニセコ駅		ニセコ町 (国道5 号交点)	2,558	6.0	0	—	有							平成 22年 度
									合計	191		ニセコ 町富士 見	7時～ 19時		
道道818号 発足線 (共和町)	共和町 発足		共和町(道 道蕨台古 平線交点)	5,815	5.5	7	なし	有							平成 22年 度
									合計	183		非観測 (推定 値)	7時～ 19時		
道道840号 野東清住線 (岩内町)	岩内町 野塚		岩内町(道 道岩内洞 爺線交点)	5,241	6.0	3	なし	有							平成 22年 度
									合計	388		非観測 (推定 値)	7時～ 19時		
道道877号 学田前田線 (共和町)	共和町(道 道老古美 小沢停車 場線交点)		共和町(国 道276号 交点)	3,393	5.5	0	—	有							平成 22年 度
									合計	32		非観測 (推定 値)	7時～ 19時		
道道913号 野塚婦美線 (積丹町)	積丹町野 塚(国道 229号交 点)		積丹町婦 美(国道 229号交 点)	13,838	5.5	14	なし	有							平成 22年 度
									合計	52		非観測 (推定 値)	7時～ 19時		
道道914号 新富神里線 (ニセコ町)	真狩村 ニセコ町 境界		ニセコ町 豊浦町 境界	1,164	3.0	2	なし	一部 有 (485)							平成 22年 度
									合計	3		非観測 (推定 値)	7時～ 19時		
道道934号 相生蘭越線 (蘭越町)	蘭越町(国 道5号交 点)		蘭越町(道 道蘭越停 車場線交 点)	5,167	5.5	2	なし	一部 有 (5,028)							平成 22年 度
									合計	29		磯谷郡 蘭越町 蘭越	7時～ 19時		

名称	経由			延長 (m)	最小幅員 (m)	橋りよう		舗装	1時間当たりの交通量 (平日)					交通量調査日	
	起点	経由地点	終点			橋りよう数	制限		区分	平均	最高	地点	時刻		
道道 998 号 古平神恵内線 (古平町)	古平町(国 道 229 号 交点)		古平町 神恵内村 境界	17,444	5.5	12	なし	有							平成 22年 度
									合計	29		非観測 (推定 値)	7時～ 19時		
道道 998 号 古平神恵内線 (神恵内村)	古平町 神恵内村 境界		神恵内村 (国道 229 号交 点)	14,559	5.5	7	なし	有							平成 22年 度
									合計	29		非観測 (推定 値)	7時～ 19時		
道道 1022 号 仁木赤井川線 (仁木町)	仁木町(国 道 5 号交 点)		仁木町 赤井川村 境界	11,460	5.5	13	なし	有							平成 22年 度
									合計	94		仁木町 銀山	7時～ 19時		
道道 1022 号 仁木赤井川線 (赤井川村)	仁木町 赤井川村 境界		赤井川村 (道道余 市赤井川 線交点)	1,855	5.5	2	なし	有							平成 22年 度
									合計	94		仁木町 銀山	7時～ 19時		
道道 1092 号 栄町温泉線 (余市町)	余市町 栄町温泉		余市町(国 道 5 号交 点)	6,151	5.5	5	なし	有							平成 22年 度
									合計	75		余市町 栄町	7時～ 19時		
道道 1174 号 発足前田線 (共和町)	共和町(道 道蔵岱国 富停車場 線交点)		共和町(国 道 276 号 交点)	2,579	5.5	1	なし	有							平成 22年 度
									合計	103		共和町 前田	7時～ 19時		

※交通量の上り下りの現況データは出力されないので空欄とする。

12. 車両保有状況（道資料2-8-6）

(1) 13 町村の状況

平成 31 年 3 月 31 日現在 北海道運輸局調べ

町村名	バス (台)	貨物車 (台)	軽貨物車 (台)	乗用車 (台)	軽乗用車 (台)	合 計 (台)
泊村	20	128	114	762	264	1,288
共和町	32	846	949	2,640	1,069	5,536
岩内町	37	663	733	4,480	2,244	8,157
神恵内村	3	27	84	365	108	587
寿都町	12	240	272	1,153	418	2,095
蘭越町	22	616	828	2,031	747	4,244
ニセコ町	58	516	591	2,202	853	4,220
倶知安町	94	1,536	1,181	6,524	2,712	12,047
積丹町	5	134	260	737	295	1,431
古平町	20	192	203	944	496	1,855
仁木町	14	268	663	1,190	516	2,651
余市町	74	1,130	1,308	6,131	3,322	11,965
赤井川村	9	164	227	658	188	1,246
合 計	400	6,460	7,413	29,817	13,232	57,322

(2) 周辺市町村①バス

平成 30 年 12 月 31 日現在 北海道運輸局調べ

営業所所在振興局・市町村名		路線バス		貸切バス		備考
		車両数 (台)	延乗車定員 (人)	車両数	延乗車定員 (人)	
後志	小樽市	175	10,855	41	2,100	※管内他 4 町村は該当 なし
	喜茂別町	0	0	15	659	
	島牧村	0	0	3	99	
石狩	札幌市	1,110	78,654	789	37,977	
胆振	室蘭市	64	4,329	34	2,026	
	伊達市	12	734	3	168	
	洞爺湖町	26	1,493	18	972	
	壮瞥町	0	0	23	985	
	登別市	59	3,988	14	786	
	苫小牧市	96	7,051	159	7,452	
	白老町	0	0	27	1,447	
合 計		1,542	107,104	1,126	54,671	

13. 防災関係機関の輸送車両（道資料2-8-7）

(1) 北海道（知事部局）保有自動車台数

平成31年4月1日現在

自動車の種類	全道			うち後志		
	所有	借上	計	所有	借上	計
乗用車	715	428	1,143	53	19	72
貨物車	1,002	100	1,102	61	8	69
計	1,717	528	2,245	114	27	141

(2) 町村等保有自動車台数

(積丹町)

平成31年4月1日現在 町村調べ

機関名	車両の所在地	電話番号	車両数				乗車可能人員(人)
			バス	トラック	乗用車	計	
積丹町	積丹町大字美国町字船濶48番地5	0135-44-2111	4	3	22	31	257

(3) 陸上自衛隊北部方面隊保有自動車台数

平成31年4月1日現在

部隊名	所在地	車種	車両数	乗車定員	延乗車定員	備考
北部方面後方支援隊（北部方面輸送隊）	札幌市	特大型トラック	51	36	1,836	10トン車タイプ
		大型トラック	14	22	308	6トン車タイプ
		人員輸送車1号(大型バス)	3	55	165	
		人員輸送車2号(マイクロ)	3	25	75	
第11後方支援隊	札幌市	特大型トラック	7	36	324	10トン車タイプ
		大型トラック	35	22	1,232	6トン車タイプ
		人員輸送車1号(大型バス)	1	56	56	
		人員輸送車2号(マイクロ)	1	25	25	
合計	札幌市	特大型トラック	58	36	2,088	
		大型トラック	49	22	1,074	
		人員輸送車1号(大型バス)	4	55	220	
		人員輸送車2号(マイクロ)	4	25	100	